

東浦町若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年のがん患者の在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため実施する東浦町若年がん患者在宅療養支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 次条各号に掲げる在宅サービス等の利用時点において、40歳未満の者
- (3) 次条第2号及び第3号の利用については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者
- (4) 医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者である者
- (5) 在宅生活の支援及び介護が必要な者
- (6) 他の制度において同等の助成又は給付を受けることができないこと。
- (7) 町税の滞納がないこと。
- (8) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるもの（以下「在宅サービス等」という。）に要した費用とする。

- (1) 訪問介護、訪問入浴介護その他の町長が定める在宅サービス
- (2) 手すり、スロープその他の町長が定める福祉用具の貸与
- (3) 腰掛便座、入浴補助用具その他の町長が定める福祉用具の購入

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に100分の90を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内において、予算の範囲内で町長が定める額とする。ただし、1月当たり54,000円を上限とする。

(利用申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1）及び医師による意見書（様式第2。以下「意見書」という。）を町長に提出しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第6条 町長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることが

できるものとする。

(利用決定等)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、承認の可否を決定し、承認することを決定したときは、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書(様式第3)により、承認しないことを決定したときは、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用不承認通知書(様式第4)により、申請者に対し通知するものとする。

2 支援事業の利用開始日は、第5条の規定による申請のあった日とする。

3 第1項の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該承認を受けた日後1年を経過した場合は、再度意見書を町長に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第8条 利用者は、支援事業の利用期間中において、次のいずれかに該当したときは、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(廃止)申請書(様式第5)により、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。

(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。

(3) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(変更決定等)

第9条 町長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、速やかに、変更等の可否を決定し、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(廃止)決定通知書(様式第6)又は東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(廃止)不承認通知書(様式第7)により、利用者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき。

(2) 町長が支援事業を利用することについて適当でないとするとき。

2 町長は、前項の規定による支援事業の中止又は取消しをしたときは、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用中止(取消)通知書(様式第8)により、利用者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 利用者は、補助金の交付の申請をするときは、東浦町若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第9)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 利用者は、前項の規定による補助金の交付申請及び補助金の受領に関する権限を委任する場合は、委任状を町長に提出するものとする。

3 第1項の規定による申請は、利用月単位で行うものとする。ただし、年度内の利用月については、当該年度末までにまとめて申請することができるものとする。

4 利用者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに申請することができなかつた場合は、前項の規定にかかわらず、在宅サービス等を利用した日から2年を経過した日までに第1項の申請をすることができるものとする。

(補助金の交付決定及び支払)

第12条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があつたときは、その内容について審査し、適当と認められるときは、補助金の額を交付するとともに、その旨を東浦町若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付決定通知書(様式第10)により利用者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要領は、令和5年7月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日前までの間に在宅サービス等を利用した者に対する第7条第2項の規定の適用については、同項中「第5条の規定による申請のあつた日」とあるのは、「在宅サービス等の利用開始日(当該利用開始日が令和5年3月31日以前の場合にあつては、令和5年4月1日)」とする。